

## 後期高齢者医療費通知について

### 平成27年3月下旬に医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します

- **目的** 実際にかかった医療費の総額（10割）をお知らせし、ご自身で内容を確認していただくことにより、医療と健康に対する意識の向上と、今後の健康管理にお役立ていただくことを目的としています。
- **対象者** 平成26年1月1日から平成26年12月31日の間に療養を受けられた方
- **不要な方** 医療費通知を不要とされる方は、平成27年1月31日までに下記のお問い合わせ先にご連絡下さい。

## はり・きゅうの施術の申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名・押印してください。

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適切な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意していることが必要で、医療機関で治療を受けながらの施術は認められません。

## あん摩・マッサージの施術の申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名・押印してください。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、治療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限ります。

## 柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名・押印してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要素も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

### 問い合わせ先

- ・ 三重県後期高齢者医療広域連合事業課
  - 被保険者証・保険料・一部負担金関係 TEL 059-221-6883
  - 健康診査・医療費通知関係・療養費関係 TEL 059-221-6884
- ・ 保険福祉課 TEL 377-5659